

平成二十一年七月十日受領  
答弁第六二三号

内閣衆質一七一第六二三号

平成二十一年七月十日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣  
河村 建夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の在外公館派遣員制度に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の在外公館派遣員制度に関する第三回質問に対する答弁書

一について

御指摘の者に対する外交旅券の発給に際しての個々の事情を明らかにすることは、在外公館の円滑な業務遂行に支障を来すおそれがあること等から、差し控えたい。

二について

先の答弁書（平成二十一年六月二十六日内閣衆質一七一第五四七号）三及び四についてでお答えしたとおり、御指摘の派遣員に対して支払われている報酬、住居費、渡航に係る費用等の金額等は、それぞれの者について異なるものである。

三、五及び六について

お尋ねの「積算根拠」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の派遣員には、在外公館が行う便宜供与等に従事する者として適切な報酬等が支払われているものと承知している。

四について

十人である。

七について

先の答弁書（平成二十一年六月二十六日内閣衆質一七一第五四七号）五についてでお答えしたとおりである。

八について

先の答弁書（平成二十一年六月二十六日内閣衆質一七一第五四七号）六についてでお答えしたとおりである。

九について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十一年六月二十六日内閣衆質一七一第五四七号）七についてでお答えしたとおり、御指摘の業務を行うそれぞれの在外公館の体制、業務の内容等により異なることから、一概にお答えすることは困難である。